

「建設リサイクル法に関する一斉パトロール」を実施しました。

伊賀市、名張市の建設リサイクル担当部局、伊賀地域防災総合事務所(環境室)、伊賀労働基準監督署及び伊賀建設事務所が合同で建設リサイクル法に係る一斉パトロールを行いました。

1. 概要

建設現場における建設リサイクル法等の遵守を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しています。

今年度も令和6年6月17日(月)に、関係機関の職員が建設工事現場に立ち入り、以下の視点で状況確認・指導等を実施しました。

2. 確認内容

【建設部局】

建設リサイクル法等の遵守状況の確認及び周知徹底

【環境部局】

廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法等の遵守状況の確認及び周知徹底

【労働基準監督署】

労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底

3. 合同パトロールの実施状況



現場標識の確認及び周知状況(伊賀市内)



現場標識の確認及び周知状況(名張市内)

<建設リサイクル法に関する一斉パトロールとは>

建設現場における建設リサイクル法の遵守を徹底(適切な分別解体、再資源化の徹底等)するため、県及び市の建設部局、県の環境部局、労働基準監督署の行政機関が合同で行う現場立ち入り調査です。